

**MEDIFAX**

©じほう 2011

メディファクス

<https://medifax.jp>

MF医療情報室

株式会社 じほう

●この通信は会員が直接利用される以外、コピー等による第三者への提供は固くお断りいたします

## ■ 控除対象外消費税は年間4000億円

## 医業経営コンサル協が算出

日本医業経営コンサルタント協会の「医療費財源に関する検討会」(座長=松田紘一郎常務理事)は、2008年度の病院・診療所の控除対象外消費税額を算出した。同検討会の奥村尚弘氏(名南税理士法人常務執行役員)によると、病院・診療所の控除対象外仕入税額(いわゆる控除対象外消費税)は、医科診療所1件当たり202万8000円、医科診療所全体では2018億円。病院1件当たり2252万3000円、病院全体では1974億円で、医療機関全体で4000億円近くになると算出している。

分析は、TKC全国会とメディカル・マネジメント・プランニング・グループ(MMPG)のデータのほか、日本医療法人協会の経営実態調査、厚生労働省の病院経営管理指標を活用した。

控除対象外仕入税額を病院の病床規模別に見ると、49床以下が平均569万円、100~199床が平均1637万1000円、300~399床が平均5295万3000円、400床以上になると平均9154万9000円で、病床規模が大きくなるにつれて控除対象外仕入税額の負担も増えている。

診療所について、MMPGのデータを基に医薬分業の有無で比較すると、分業している診療所では163万5000円だったのに対し、非分業の診療所では265万3000円だった。非分業の診療所のうち、主たる診療科が内科の無床診療所と耳鼻咽喉科の無床診療所を比較すると、内科診療所は355万3000円、耳鼻咽喉科の診療所は171万1000円で、主たる診療科によって控除対象外仕入税額が異なる傾向にあった。